## 知財法務の勘所Q&A(第34回)

## 特許侵害訴訟における損害賠償額の算定 一近時の法改正及び知財高裁大合議判決2件—



アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 山内 真之

2020年4月1日施行の特許法改正において、特許侵害訴訟における損害賠償額の算定方法に関する同法102条が改正されましたが、その概要を教えてください。また、特許侵害訴訟における損害賠償額の算定については、最近、知的財産高等裁判所特別部による2019年6月7日付け判決(平成30年(ネ)第10063号)と2020年2月28日付け判決(平成31年(ネ)第10003号)がありますが、それぞれの概要についても教えてください。

▲ 2020年4月1日施行の特許法改正により、同法102条1項が改正され、同条4項が新設されました。改正前の102条1項は、侵害品の譲渡数量と権利者製品の単位数量の利益額とを掛け合わせて得られた額を損害額とすることができると規定しつつ、権利者の実施能力を超えないという上限及び権利者が譲渡数量の全部又は一部を販売できない事情があるときは、当該事情に相当する数量を控除することを規定していました。ここで、権利者の実施能力を超えた部分や販売できない事情に相応するとされた部分について、同条3項に基づく実施料相当額に基づく損害賠償請求ができるか否か(すなわち同条1項と3項の重畳適用が許されるか)が問題となり得ますが、近年は重畳適用を否定する裁判例が続いていました。今回の102条1項に対する改正は、この重畳適用を肯定する趣旨で行われたものと位置づけられます。

また、新設される102条4項は、実施料相当額(従前の102条3項及び今回改正により加わる102条1項2号に規定される「特許発明の実施に対し受けるべき額に相当する額」)の認定に際して、特許が有効であり侵害されたことが裁判で認定されたことを考慮できる旨を明らかにするものであり、いわゆる「侵害プレミアム」について明文化するものといえます。

知的財産高等裁判所特別部による2019年6月7日付け判決(平成30年(ネ)第10063号)(以下「2019年大合議判決」といいます。)は、侵害者利益に基づく損害額の推定を規定する特許法102条2項に関する判断と、実施料相当額に基づく賠償請求を規定する同条3項に関する判断を含んでいます。102条2項については、「侵害行為により受けた利益」が限界利益を意味すること、当該利益の算定に当たって売上高から控除される経費の範囲やその主張立証責任の所在、同項に基づく推定の覆滅事情の範囲とその主張立証責任の所在について判断が示されました。また、102条3項については、今回の改正により新設される102条4項と同様に、実施料相当額の認定に際して侵害プ